

第3回放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会指摘事項

■特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を埋立処分している最終処分場の維持管理要件の見直しの方向性について

	質問	回答
1	測定頻度を減らすことには賛成するが、平常時は安定しているようなデータで問題なくても異常気象のような非常時のときの対応の検討も必要なのではないか。(議事録 P23)	廃棄物処理法においては、異常気象時であっても基準値を遵守するような維持管理する必要がある。 維持管理基準の見直しにおいては、異常気象時等の対応についてガイドラインに明記する。(資料 5 P8, 9)
2	跡地利用は制限的利用になるのだろうか。(議事録 P23)	廃止後の処分場跡地については、廃棄物処理法に基づき指定区域の指定が行われ、指定区域内の土地の形質を変更しようとする場合には都道府県知事に届け出ることになっている。(資料 5 P5)
3	資料の図 1 において、放流水中の放射性セシウム濃度が増加するのはなぜか。施設ごとの時間変化を丁寧に見ないと将来的にどういう傾向で推移するのか分からない部分があるので、データ整理をお願いしたい。(議事録 P23)	過去に処分場放流水で放射性セシウムが検出された施設について、施設ごとに時系列で整理した。(参考 5-2)
4	<p>■既に特定一般廃棄物等が埋立処分された処分場に対する規制をいかに合理化するかという問題であり、測定頻度を減らすということは合理的だと思う。頻度については、空間線量率以外は廃棄物処理法の基準が一つの目安ではないかと思う。</p> <p>■放流水について半年に一度からだんだん年に一度の頻度まで下げるなどの方法はどうか。また、安全安心面から考えると、空間線量率を一週間に 1 回から月に一回との頻度で行うことが考えられる。(議事録 P23)</p>	ご指摘事項を踏まえ、地下水測定、放流水測定及び空間線量率測定について、基準の見直しの考え方を整理した。(資料 5 P8, 9)
5	上部の遮水層が大事である。どのような廃棄物が入っているのかを把握するとか、どのくらい長期的に担保されるようなものが作られているのかとか、網羅的にデータを集めてもらいたい。それが隔離部分の信頼性を説明する上で有効ではないかと考えている。(議事録 P24)	特定一般廃棄物等を埋立処分した処分場に関して、埋立廃棄物の種類や放射性セシウム濃度などを調査した結果を整理した。(参考 5-4)

6	<p>■埋立をする時に覆土を確認するとか、線量が下がっているとか、変なものが入っていないかとか、確認はされているのか。これが十分に実施できれば空間線量率等は手間がかかるので、管理を低減化するのではないかと思う。</p> <p>■また跡地については、個々のサイトで評価をしなければならないと思う。その際に詳細なデータが必要となる。(議事録 P26)</p>	<p>処分場に搬入される廃棄物については、その放射性セシウム濃度を把握している。(参考 5-4)</p> <p>廃棄物の飛散や雨水の侵入を抑制するため即日覆土が有効であることをガイドラインに明記している。</p> <p>廃止後の処分場跡地については、廃棄物処理法に基づき指定区域の指定が行われ、指定区域内の土地の形質を変更しようとする場合には都道府県知事に届け出ることになっている。(資料 5 P5)</p>
7	<p>■管理をしていく場合に、科学的なデータ把握とそれを活用した社会との信頼構築が大事だと思う。一気に管理を軽減するよりはある程度方向性を見据えながら、地域の方と信頼関係の醸成ができていけば緩和できるようになればよいと思う。</p> <p>■日本は今まであまり放射線考えてこなかったもので、現在ある色々なデータを用いながら説明をして冷静に現状を考えてもらうような配慮も必要だと思う。(議事録 P27)</p>	<p>ご指摘事項を踏まえ、地下水測定、放流水測定及び空間線量率測定について、基準の見直しの考え方を整理した。(資料 5 P8, 9)</p>
8	<p>住民の方々に理解してもらうために、エビデンススペースで話ができるために、空間線量が非常に重要である。継続的な測定をしてもらいたい。社会的に経済的に検討してほしい。(議事録 P26)</p>	<p>ご指摘事項を踏まえ、地下水測定、放流水測定及び空間線量率測定について、基準の見直しの考え方を整理した。(資料 5 P8, 9)</p>
9	<p>■頻度の問題については経時的な変動を示してほしい。</p> <p>■義務と言うものを考えるときに、義務を課するための根拠がなければならない。法律上の義務というのは科学的な根拠で課されるのが通常。社会的合理性での義務というのはほとんど例がなく、法律で書くとすると非常に大きな問題になるので、注意してほしい。</p> <p>■また、同じ立場の人に違う義務を課するのは大きな問題だが、義務のあり方について「新たに義務をかす」と「義務を緩和する」は違ってもいいのではないか。義務を軽減する場合に、観察期間においてそれで軽減していくと言うやり方も考えられるので</p>	<p>過去に処分場放流水で放射性セシウムが検出された施設について、施設ごとに時系列で整理した。(参考 5-2)</p> <p>ご指摘事項を踏まえ、地下水測定、放流水測定及び空間線量率測定について、基準の見直しの考え方を整理した。観察期間をして一定期間において一定基準を下回る施設については基準を緩和する規定とした。(資料 5 P8, 9)</p>

	はないか。(議事録 P28)。	
1 0	<p>■社会的合理性ということ、そのあたりの関係をどのように整理した方がよいかというのを分けておいた方がいい。法律とは別に安全安心の観点で法的な枠組と違う話も出てくると思う。</p> <p>■また、福島のエコテックのところ、地元と安全協定を結ぶことで、埋立終了後もモニタリング等を継続すると言うような話も出ているような話がある。別の制度で担保する議論もした方がいいのではないかと思った。</p> <p>■もう一点は、再利用(跡地利用?)の際に地方自治体では根拠が必要なので、記録の保存は相当重みが出てくると考える。(議事録 P28)</p>	<p>ご指摘の観点を踏まえ、地下水測定、放流水測定及び空間線量率測定について、基準の見直しの考え方を整理した。(資料 5 P8, 9)</p> <p>廃止後の処分場跡地については、廃棄物処理法に基づき指定区域の指定が行われ、指定区域内の土地の形質を変更しようとする場合には都道府県知事に届け出ることになっている。(資料 5 P5)</p>
1 1	<p>■資料 4 の議論の中で、流動床タイプは別だとなっているが、根拠になるデータがあればここに付けてほしい。</p> <p>■資料 5 は埋立処分場が管理型だとの前提となっているが、産業廃棄物の処分場となると、3種類あるのでこういう特定産廃は管理型処分場じゃないとだめだとの導入部分を入れてほしい。</p> <p>■ベクレルを図るよりは空間線量の測定の方がコストパフォーマンスがよいので、費用面を考慮した現実的な提案を検討してほしい。(議事録 P29)</p>	<p>流動床炉のデータを整理した。(参考 4-3)</p> <p>産業廃棄物の処分場については、3分類を整理し、管理型処分場の維持管理基準の見直しであることを記載した。(資料 5 P1)</p>